

阿波市立認定こども園給食調理業務受託事業者募集要項

本件は、阿波市議会における令和7年9月補正予算の議決前の準備行為として実施するものであり、議会において、補正予算の否決又は本件に係る予算の減額があったときは、本件についての実施の効力を失う場合があり得るものとする。この場合、応募等に要した費用を本市に請求することはできず、応募事業者の負担とする。

第1 業務概要

1 業務の名称

阿波市立認定こども園給食調理業務(以下「本業務」という。)

2 業務内容

阿波市立認定こども園給食調理業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりに

3 業務場所

阿波市立幼保連携型一条認定こども園(以下「一条認定こども園」という。)

(徳島県阿波市吉野町西条字岡ノ川原 134 番地 1)

阿波市立幼保連携型土成中央認定こども園(以下「土成中央認定こども園」という。)

(徳島県阿波市土成町吉田字山の神 23 番地 1)

阿波市立幼保連携型八幡認定こども園(以下「八幡認定こども園」という。)

(徳島県阿波市市場町大野島字稻荷 179 番地)

阿波市立幼保連携型大俣認定こども園(以下「大俣認定こども園」という。)

(徳島県阿波市市場町大俣字行峯 257 番地 1)

阿波市立幼保連携型伊沢認定こども園(以下「伊沢認定こども園」という。)

(徳島県阿波市阿波町南柴生 83 番地 1)

4 設計金額

277,080,000 円(3 年間合計額: 消費税及び地方消費税は含まない。)

(令和 8~10 年度 各 92,360,000 円)

5 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 11 年 3 月 31 日 3 年間

第2 応募条件等

1 応募資格

(1) 資格要件

次の要件をすべて満たしていること。

ア 令和 7 年度阿波市入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。

イ 認定こども園、保育所又は幼稚園にて、令和 2 年 4 月 1 日から応募資格の基準日まで、2 年以上継続して、1 日当たり 200 食以上を提供する給食調理業務を完了した実績を有すること。

※1 給食は、施設内にて調理したものに限る。

※2 給食数には、離乳食・アレルギー対応食の提供も含む。

※3 給食数とは、1 契約当たりの給食提供数を示す（1 契約で A こども園給食提供数が 200 食の場合は 200 食、1 契約で B こども園、C こども園の 2 施設の場合で、給食提供数が B こども園 150 食、C こども園 50 食の場合は、合計した 200 食とする。ただし、1 契約内で対象外施設が含まれる場合は、当該施設分は計上できない。）。

ウ 次の要件を満たす履行保証人を定められること。

（ア） 認定こども園、保育所、幼稚園又は学校の給食調理業務にて、令和 2 年 4 月 1 日から応募資格の基準日までに、1 日当たり 200 食以上を提供する給食調理業務を完了した実績を有すること。

※1 給食数とは、1 契約当たりの給食提供数を示す（1 契約で A 学校給食提供数が 200 食の場合は 200 食、1 契約で B 学校給食、C 学校給食の 2 施設の場合で、給食提供数が B 学校給食 150 食、C 学校給食 50 食の場合は、合計した 200 食とする。ただし、1 契約内で対象外施設が含まれる場合は、当該施設分は計上できない。）。

（2） 応募制限

次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 阿波市建設業者指名停止措置要綱(平成 17 年告示第 15 号)に基づく指名停止措置の対象となっている者。

ウ 阿波市暴力団等排除措置要綱(平成 23 年告示第 20 号)に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者。

エ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者は、この限りでない。

オ 国税及び地方税を滞納している者。

カ 応募資格の基準日から過去 3 年以内に、認定こども園、保育所、幼稚園又は学校の給食調理業務において食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の営業停止処分を受けた者。

キ 食品衛生法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない者。

ク 食品衛生法第 60 条又は第 61 条の規定により、営業許可を取り消され、その取消し日から起算して 2 年を経過していない者。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者。

コ 応募事業者の履行保証人がアからケの要件を満たせない者。

（3） 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、参加表明書(兼応募資格審査申請書)(様式第 4 号、以下「参加表明書」という。)の提出日とする。ただし、参加表明書の提出日から優先交渉権者決定の日ま

でに、(1)資格要件に掲げる要件を満たさなくなった場合又は(2)応募制限に掲げるいずれかに該当する者となった場合は、失格とする。

2 応募に関する留意事項

- (1) 応募事業者は、参加表明書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 現地見学会、説明等、応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- (3) 応募に関して、使用する言語は日本語とし、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、通貨単位は円とする。
- (4) 応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、本市に帰属する。
- (5) 提出された書類については、変更できないものとし、返却はしない。
- (6) 応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類は、阿波市情報公開条例(平成17年阿波市条例第9号)に基づき、公開することがある。
- (7) 阿波市の提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (8) 応募事業者が応募を辞退するときは、参加辞退届(様式第11号)を提出すること。
- (9) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。

ア 参加表明書の提出時から優先交渉権者決定までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ 同一事項に対し、2通以上の書類が提出された場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 著しく信義に反する行為があった場合

オ その他阿波市が不適当と判断した場合

(10) その他

ア 阿波市が提示する資料、質問に対する回答書は、募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

イ 募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、阿波市ホームページに掲載する。ただし、参加表明書、提案書等の受付期間終了後は、応募事業者に通知する。

ウ 第2の1の(2)応募制限における暴力団等の関与に関する確認において、役員等についての名簿その他の情報の提供を求めた場合は、その役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を提出すること。またその他、阿波市が求めた資料提供等をはじめ、情報の開示や情報共有に応じること。

第3 募集日程等

募集日程等は、次のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除くものとする。

事業等の名称	期 日
募集要項等の公表	令和 7 年 7 月 2 日(水)
現地見学会	令和 7 年 7 月 12 日(土)
募集要項等に関する質問の受付期間	令和 7 年 7 月 11 日(金)～7 月 15 日(火)
募集要項等に関する質問に関する回答	令和 7 年 7 月 22 日(火)
参加表明書及び提案書等の受付期間	令和 7 年 7 月 28 日(月)～7 月 31 日(木)
1 次審査	令和 7 年 8 月 4 日(月)
1 次審査の結果通知	令和 7 年 8 月 5 日(火)
2 次審査	令和 7 年 8 月 8 日(金)
2 次審査の結果通知	令和 7 年 8 月中旬
優先交渉権者の決定	令和 7 年 8 月中旬～下旬ごろ
本業務開始準備	令和 8 年 3 月 31 日(火)まで
本業務開始	令和 8 年 4 月 1 日(水)

1 募集要項等の公表

(1) 公表の方法

本業務に関する募集要項等は、阿波市ホームページで公表する。

阿波市ホームページ <https://www.city.awa.lg.jp/>

(2) 公表の資料

ア 本業務募集要項(本書)

イ 仕様書

ウ 様式集

※上記書類が必要な場合は、各自、阿波市のホームページからダウンロードすること。

2 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。

(1) 現地見学会

ア 日 時 令和 7 年 7 月 12 日(土)午前 8 時半から(受付は午前 8 時 10 分から)

イ 場 所 一条認定こども園 玄関前

ウ 順 番 一条認定こども園 → 土成中央認定こども園 → 八幡認定こども園
→ 大俣認定こども園 → 伊沢認定こども園 (各園 30 分程度)

(2) 留意事項

ア 現地見学会の参加希望者は、現地見学会参加申込書(様式第 1 号)に、必要事項を記入のうえ、令和 7 年 7 月 9 日(水)午後 5 時までに、子育て支援課へ電子メールにて申し込むこと。また、電子メールのタイトルは、「【事業者名】現地見学会参加申込書」とすること。なお、申込後、参加の可否について、本市から別途、参加希望者へ連絡する。

メールアドレス : kosodate アットマーク awa.i-tokushima.jp

※迷惑メール対策として、アットマークを文字列表記としているので、@に置き換えること。

イ 現地見学会では、原則として募集要項等を配付しないので、各自持参すること。また、

調理室等の図面については、現地見学会参加申込書にて希望する者にのみ、前日までに電子メールでPDFデータを送付する。

ウ 現地見学会参加者は、直近1ヶ月以内の検便検査結果(検査項目：腸管出血性大腸菌0-157、サルモネラ菌、赤痢)、現地見学会参加者健康状況表(様式第2号)、清潔な衣服(不織布マスク・白衣・帽子)、調理用長靴等を用意すること。また、現地見学会当日、下痢、発熱(37.5度以上)、咳、鼻水、嘔吐等の症状がある者は、現地見学会に参加できない場合がある。

エ 現地見学会への参加人数は、1事業者につき2人までとし、本市の指示に従うこと。

また、途中退席は認めるが、途中からの参加、交代は認めない。

3 募集要項等に関する質問の受付、回答

募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、その回答は、阿波市ホームページにて回答する。なお、電話、口頭等の個別の対応はしない。また、無用な混乱を招く恐れがあるときは、質問に回答しない場合がある。

(1) 質問の提出方法

質問書(様式第3号)により電子メールにて提出すること。なお、電子メールのタイトルは、「【事業者名】募集要項等に関する質問」とすること。

(2) 受付期間

令和7年7月11日(金)午前9時から7月15日(火)午後4時まで

(3) 提出先

阿波市 健康福祉部 子育て支援課

電子メールアドレス：kosodate アットマーク awa.i-tokushima.jp

※迷惑メール対策として、アットマークを文字列表記としているので、@に置き換えること。

(4) 回答予定日

令和7年7月22日(火)阿波市ホームページに掲載する。

4 参加表明書、提案書等の提出

応募事業者は、次により参加表明書、提案書等を提出すること。

(1) 到達期限等

令和7年7月28日(月)から令和7年7月31日(木)午後5時まで

(2) 提出先

〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1

阿波市 健康福祉部 子育て支援課

(3) 提出方法

参加表明書、提案書等は、一般書留郵便又は簡易書留郵便にて、到達期限までに、到達すること。また、封筒の表側には、「企画提案書在中」、「業務名 阿波市立認定こども園給食調理業務」及び「到達期限 令和7年7月31日」と朱書きすること。

(4) 提出書類

ア 参加表明書

(ア) 参加表明書(兼応募資格審査申請書)(様式第4号)1部

(イ) 添付書類 各1部

a 損益計算書・貸借対照表

応募資格の基準日の直近2年分の各事業年度に関するもの。

b 誓約書(様式第5号)

c 国税及び地方税の納税証明書

国税は、国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式その3の3とし、地方税は、都道府県及び市町村の納税証明書又は完納証明書とする(写し可)。

d 会社概要(会社の沿革、組織等)

会社の沿革、組織が分かれば、パンフレットでも可とする。

e 第2の1の(1)のイにおける資格要件の確認書類(調理業務内容が確認できる契約書、業務完了承認書、仕様書等の写し。)

(ウ) 留意事項

各種証明書類は、応募資格の基準日の直前3ヶ月以内に発行されたものとする。

イ 履行保証人届出書

(ア) 履行保証人届出書(様式第6号)1部

(イ) 添付書類 各1部

a 履行保証人概要(会社の沿革、組織等)

会社の沿革、組織が分かれば、パンフレットでも可とする。

b 第2の1の(1)のウにおける資格要件の確認書類(調理業務内容が確認できる契約書、業務完了承認書、仕様書等の写し。)

ウ 提案書等

次により提案書(正1部・副12部)を提出すること。なお、(ア)提出書類のうち、「a 企画提案書」、「b 見積書」、「c 見積内訳書」、「d 連絡先届出書」、「e 業務実績等調書」、「f 阿波市内等における本支店等設置状況調書」、「m 様式第12号-①の記載事項を証明する書類(契約書、業務完了承認書、仕様書等の写し)」及び「n 様式第12号-②の記載事項を証明する書類(登記事項証明書等の写し)」は、正1部のみとし、正1部に副12部を添付する必要はない。

(ア) 提出書類

a 企画提案書(様式第7号)

b 見積書(様式第8号)

c 見積内訳書(様式第9号)

d 連絡先届出書(様式第10号)

e 業務実績等調書(様式第12号-①)

f 阿波市内等における本支店等設置状況調書(様式第12号-②)

g こども園給食に対する基本的な考え方に関する提案書(様式第12号-③)

h 危機管理に関する提案書(様式第12号-④)

i 安全衛生管理体制に関する提案書(様式第12号-⑤)

- j 調理業務実施体制に関する提案書(様式第 12 号ー⑥)
- k 調理従事者の処遇・教育に関する提案書(様式第 12 号ー⑦)
- l 追加提案書(様式第 12 号ー⑧)
- m 様式第 12 号ー①の記載事項を証明する書類(契約書、業務完了承認書、仕様書等の写し)
- n 様式第 12 号ー②の記載事項を証明する書類(登記事項証明書等の写し)
- (イ) 提案書等の書式及び作成方法
 - a 表紙の様式は任意とし、「阿波市立認定こども園給食調理業務に関する提案書」及び「事業者名・代表者名」を記載すること。
 - b 提案書の様式は、第 3 の 4 の(4)のウの(ア)提出書類のうち「g こども園給食に対する基本的な考え方に関する提案書(様式第 12 号ー③)」から「l 追加提案書(様式第 12 号ー⑧)」までの各様式を使用すること。なお、記述する文字のポイントは 10.5 ポイント以上とし、各提案書は A4 版 1 ページ以内に収めること。カラー印刷や写真、イラストの使用を可とする。
 - c 本業務は、契約締結時に提案書を原則契約書の一部とする。
- (ウ) 見積書、見積内訳書
 - a 見積額は、仕様書に基づき記載すること(消費税及び地方消費税は含まない。)
 - b 本業務に係る委託料の上限額は、第 1 の 4 の設計金額とし、見積額は、この範囲内で記入すること。なお、第 1 の 4 の設計金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額である。
 - c 詳細な内訳として見積内訳書(様式第 9 号)を提出すること。
- (エ) 無効となる提案書等
 - a 到達期限内に到達しないもの
 - b 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - c 虚偽の内容が記載されているもの
 - d その他阿波市が不適切と判断したもの

第 4 審査及び評価

1 選定委員会の設置

阿波市立認定こども園給食調理業務受託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、審査により優先交渉権者を選定する。

2 審査方法

(1) 選定方法

公募型企画提案方式(プロポーザル方式)により選定する。また、優先交渉権者は、1 次審査の評価点、2 次審査の評価点及び加算点の合計点である評価値が最も高い者とする。

(2) 1 次審査

1 次審査は、次により行う。なお、審査の結果、失格となった場合又は著しく内容が劣ると判断した場合は、2 次審査に進むことができない。

ア 資格審査

選定委員会は、第3の4により提出された参加表明書、添付書類等により、第2の1の応募資格を満たしていることを確認し、資格不備の場合は失格とする。

イ 提案内容の基礎審査

選定委員会は、参加表明書、提案書等に記載された内容が、次の(ア)から(オ)までの項目を満たしていることを確認し、1項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。

- (ア) 提出書類に示す各項目に対しての記載に不備がないこと。ただし、軽微なものは除く。
- (イ) 提案書について、同一項目に対する2通り以上の提案、提案事項間の齟齬、矛盾がないこと。
- (ウ) 提案書について、履行不可能な内容が記載されていないこと。
- (エ) 提案書について、様式集に従った構成(項目の構成、枚数制限等)となっていること。
- (オ) 見積額が、委託料の上限額を超えていないこと。

(3) 2次審査

ア 1 応募事業者ごとに提案書、ヒアリング及び追加提案の審査を、次のとおり実施する。

- (ア) 日 時 令和7年8月8日(金)
- (イ) 場 所 徳島県阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1
会 場 阿波市役所 2 階 災害対策本部室
控 室 阿波市役所 2 階 202 協議室 他
- (ウ) 準備物 パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、応募事業者が準備（スクリーンは、本市で準備する。）すること。
- (エ) 出席者 3名までとする。
- (オ) 順 番 参加表明書の受付順とする。
- (カ) 時 間 説明は20分以内とし、その後、ヒアリングを10分程度行い、合計30分程度とする。

イ 説明は、始めに、第4の3の(1)評価項目等の評価項目のうち、「3. こども園給食に対する基本的な考え方」から「7. 調理従事者の処遇・教育」までの説明を行い、その後、「8. 追加提案」の説明を行い、全部で20分以内とすること。なお、追加提案がない場合は省略することができる。

3 評価項目及び評価基準

(1) 評価項目等

次の評価項目により、300点満点で評価する。

評価項目	評価内容	配点
1. 企業の評価	・ こども園、保育所又は幼稚園（離乳食・アレルギー対応食を含む。）の給食調理業務受託実績	30
	・ 公募開始日における本支店等の所在地	20

2. 見積額	・ 次の算式により算定する。また、評価点は、小数点第 2 位（第 3 位四捨五入）とする。 評価点＝40×((委託料上限額－見積額)÷委託料上限額の 25%) 【計算例①】 上限額 10,000 千円、見積額 8,000 千円の場合 $40 \times (10,000 - 8,000) / (10,000 \times 0.25) = 32$ 【計算例②】 上限額 10,000 千円、見積額 7,000 千円の場合 $40 \times (10,000 - 7,000) / (10,000 \times 0.25) = 48$ ただし、計算結果が 40 点超過の場合は 40 点とする。	40
3. こども園給食に対する基本的な考え方	・ こども園給食の意義、役割(業務の趣旨と合致) ・ 受託する上での調理業務に取り組む意欲 ・ 円滑に業務を開始するための事前準備	10 10 10
4. 危機管理	・ 労働災害、異物混入等の事故に対する防止策、対処体制 ・ 災害時の人員配置、組織体制 ・ 災害支援協力（炊き出し等）及び実績	10 10 10
5. 安全衛生管理体制	・ 安全衛生管理体制(チェック方法、報告、管理体制、マニュアル、基準等)の取組み ・ 食品事故、インフルエンザ等発生時の対応 ・ 調理従事者等の健康管理体制	20 20 10
6. 調理業務実施体制	・ こども園給食における専門性、サービス水準向上の取組み ・ 安定的な提供等を踏まえた人員構成(有資格者、実務経験者の配置等) ・ こども園との食育計画(こども園、栄養士との連携、安全・安心でおいしい食育について)	20 20 20
7. 調理従事者の処遇・教育	・ 調理従事者の採用方針、確保の取組み ・ 調理従事者に欠員が生じた場合の交代要員、勤務体制の方針(有給休暇や代替員の体制等) ・ 安全衛生管理、調理技術向上に関する教育・研修体制	10 10 10
合 計		290
8. 追加提案	・ 評価項目 3～7 以外での追加提案内容	10
総合計		300

(2) 評価項目 1 の評価方法

第 3 の 4 の (4) のウの (ア) 提出書類のうち「e 業務実績等調書(様式第 12 号－①)」、「f 阿波市内等における本支店等設置状況調書(様式第 12 号－②)」、「m 様式第 12 号－①の記載事項を証明する書類(契約書、業務完了承認書、仕様書等の写し)」及び「n 様式第 12 号－②の記載事項を証明する書類(登記事項証明書等の写し)」をもって、次のとおり評価する。

ア 認定こども園、保育所又は幼稚園にて、令和 2 年 4 月 1 日から応募資格の基準日まで、2 年以上継続して、1 日当たり 200 食以上を提供する給食調理業務を完了した実績

※1 給食は、施設内にて調理したものに限る。

※2 給食数には、離乳食・アレルギー対応食の提供も含む。

※3 給食数とは、1 契約当たりの給食提供数を示す（1 契約で A こども園給食提供数が 200 食の場合は 200 食、1 契約で B こども園、C こども園の 2 施設の場合で、給食提供数が B こども園 150 食、C こども園 50 食の場合は、合計した 200 食とする。ただし、1 契約内で対象外施設が含まれる場合は、当該施設分は計上できない。）。

評 価 基 準	評価点
給食数 200 食以上の調理業務を完了した実績が 20 件	30 点
給食数 200 食以上の調理業務を完了した実績が 20 件未満	24 点
給食数 200 食以上の調理業務を完了した実績が 15 件未満	18 点
給食数 200 食以上の調理業務を完了した実績が 10 件未満	12 点
給食数 200 食以上の調理業務を完了した実績が 5 件未満	6 点

イ 公募開始日における本支店等の所在地

評 価 基 準	評価点
本支店等が阿波市内にある。	20 点
本店等が徳島県内にある。	16 点
支店等が徳島県内にある。	12 点
本店等が四国内にある。	8 点
支店等が四国内にある。	4 点
本支店等が四国内にない。	0 点

※1 阿波市に最寄りの本支店等を 1 ヶ所のみ評価する。

※2 評価する本支店等は、登記されているものに限る。

(3) 評価項目 3～7 の評価方法

次の評価基準に基づき、評価を行う。評価点は、各評価者の評価点の平均点とし、小数点第 2 位（第 3 位四捨五入）とする。

評 価 基 準	評価点 (10 点満点)	評価点 (20 点満点)
大いに期待できる内容である。	10 点	20 点
期待できる内容である。	8 点	16 点
標準的な内容である。	6 点	12 点
やや不安な内容である。	4 点	8 点
不安な内容である。	2 点	4 点

(4) 評価項目 8 の評価方法

0～10 の範囲の 2 点刻みで評価し、加算点とする。加算点は、各評価者の評価点の平均点とし、小数点第 2 位（第 3 位四捨五入）とする。

4 審査結果の通知

(1) 1次審査の結果通知

1次審査の審査結果は、令和7年8月5日(火)に電子メール及び同日発送で全応募事業者に書面で通知する。

(2) 2次審査の結果通知

2次審査の審査結果は、2次審査に参加した応募事業者に通知する。

5 優先交渉権者の決定

阿波市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、評価値が最も高い応募事業者が、2人以上あった場合は、評価項目「7. 調理従事者の処遇・教育」の評価点が、最も高い応募事業者を優先交渉権者とし、それでも優先交渉権者が決定しない場合は、評価項目「2. 見積額」の評価点が、最も高い応募事業者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、評価項目「8. 追加提案」の加算点が最も高い応募事業者を優先交渉権者とし、それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより、優先交渉権者を決定する。

また、優先交渉権者が契約を締結しない場合、第2の1の(1)の資格要件を満たさなくなった場合、第2の1の(2)の応募制限のいずれかに該当する者となった場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。ただし、選定委員会が適切な事業者でないと判断した場合は、この限りでない。なお、選考審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集することがある。

第5 その他

- 1 審査結果については、優先交渉権者決定後、応募事業者名を匿名として順位及び評価値を公表する。また、優先交渉権者については、事業者名及び見積額も公表する。
- 2 審査結果への不服及び異議申し立ては、認めない。
- 3 本件は、阿波市議会における令和7年9月補正予算の議決前の準備行為であり、補正予算が成立した場合のみ、契約の締結に向けた協議を行う。また、契約の締結に伴い、阿波市が求めた資料提供等をはじめ、情報の開示や情報共有に応じること。
- 4 必要な準備は、業務履行の開始前に、受託事業者の費用負担により行うこと。
- 5 応募事業者が1者となった場合でも審査を行い、その結果、適切な事業者であると選定委員会が認めるときは、優先交渉権者として決定する。なお、当該事業者の評価点（評価項目2の評価点・評価項目8の加算点を除く、評価項目1・3～7の合計点）が、満点(250点)の60%(150点)未満であった場合は、選定しないものとする。
- 6 契約交渉を行い、合意に達した優先交渉権者は、業務開始日までに、こども園の給食調理業務について、引き継ぎを終えるものとする。
- 7 本業務の契約は、履行保証人を含めた三者契約とする。なお、阿波市業務委託契約約款の第4条契約保証金については、免除するものとする。
- 8 問合せ先

所在地：〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田 201 番地 1

阿波市 健康福祉部 子育て支援課

電話番号：0883-36-6813 FAX 番号：0883-36-5113